

改正後

はその家族に説明し、同意を得ること。

㉓ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第7の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉒の規定を準用する。

(8) 重度障害者等包括支援サービス費

① 重度障害者等包括支援の対象者について

区分6(障害児にあっては、これに相当する支援の割合)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(一)又は(二)に該当すること。なお、対象者の判断基準は左表のとおりとする。

(一) 第二の2の(2)の①の(一)のアに規定する利用者の支援の割合に相当する支援の割合にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(I類型)

イ 最重度の知的障害のある者(II類型)

(二) 行動関連項目合計点数が10点以上である者(III類型)

類 型	判 定 基 準
I 類型	① 区分6の「重度訪問介護」対象者 ② 医師意見書「2 身体の状態に関する意見」の「(3) 麻痺」における「左 左下肢 右下肢」にいて、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいず

現 行

㉓ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第7の14、15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。

(8) 重度障害者等包括支援サービス費

① 重度障害者等包括支援の対象者について

区分6(障害児にあっては、これに相当する支援の割合)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(一)又は(二)に該当すること。なお、対象者の判断基準は左表のとおりとする。

(一) 第二の2の(2)の①の(一)のアに規定する利用者の支援の割合に相当する支援の割合にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(I類型)

イ 最重度の知的障害のある者(II類型)

(二) 第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者(III類型)

類 型	判 定 基 準
I 類型	① 区分6の「重度訪問介護」対象者 ② 医師意見書「2 身体の状態に関する意見」の「(3) 麻痺」における「左 左下肢 右下肢」にいて、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいず

改正後		現行	
	<p>れかにチェックされていること)</p> <p>なお、医師意見書「2 身体の状態に関する意見」の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>③ 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定</p> <p>④ 認定調査項目「10群 特別な医療レスピレーター」において「ある」と認定</p> <p>⑤ 認定調査項目「6群 認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p>		<p>れかにチェックされていること)</p> <p>なお、医師意見書「2 身体の状態に関する意見」の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>③ 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定</p> <p>④ 認定調査項目「10群 特別な医療レスピレーター」において「ある」と認定</p> <p>⑤ 認定調査項目「6群 認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p>
II類型	<p>① 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認</p> <p>② 区分6の「重度訪問介護」対象者</p> <p>③ 医師意見書「2 . 身体の状態に関する意見」の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること)</p> <p>なお、医師意見書「2 . 身体の状態に関する意見」の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>④ 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定</p>	II類型	<p>① 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認</p> <p>② 区分6の「重度訪問介護」対象者</p> <p>③ 医師意見書「2 . 身体の状態に関する意見」の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること)</p> <p>なお、医師意見書「2 . 身体の状態に関する意見」の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>④ 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定</p>

改正後		現行	
	⑤ 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定		⑤ 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
Ⅲ類型	① 区分6 の「行動援護」対象者 ② 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定 ③ 「行動援護項目得点」が「10点以上」と認定	Ⅲ類型	① 区分6 の「行動援護」対象者 ② 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定 ③ 「行動援護項目得点」が「10点以上」と認定
<p>② 重度障害者等包括支援サービス費の算定について</p> <p>重度障害者等包括支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービス内容を記載した重度障害者等包括支援計画に基づいて行われる必要があるが、障害者の状態等に応じて柔軟にサービスを提供する重度障害者等包括支援の趣旨を踏まえ、重度障害者等包括支援を行った場合には、実際に要した時間により算定することとする。</p> <p>なお、重度障害者等包括支援計画で定めたサービス提供時内容や提供時間に大幅な乖離があり、実際のサービス提供と合致しない状況が続く場合には、当然に重度障害者等包括支援計画の見直しを行う必要があること。</p>		<p>② 重度障害者等包括支援サービス費の算定について</p> <p>重度障害者等包括支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービス内容を記載した重度障害者等包括支援計画に基づいて行われる必要があるが、障害者の状態等に応じて柔軟にサービスを提供する重度障害者等包括支援の趣旨を踏まえ、重度障害者等包括支援を行った場合には、実際に要した時間により算定することとする。</p> <p>なお、重度障害者等包括支援計画で定めたサービス提供時内容や提供時間に大幅な乖離があり、実際のサービス提供と合致しない状況が続く場合には、当然に重度障害者等包括支援計画の見直しを行う必要があること。</p>	
<p>③ 2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援の取扱い等について</p> <p>報酬告示第8の1の注2の2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑫</p>		<p>③ 2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援の取扱い等について</p> <p>報酬告示第8の1の注2の2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑬</p>	

改正後	現行
<p>の(一)の規定を準用する。</p> <p>④ 地域生活支援拠点等である場合の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第8の注3の1の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑬の(五)の規定を準用する。</p> <p>(二) 報酬告示第8の注3の2の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(自立生活援助に限る。)を行った場合の取扱いについては、3の(7)の⑪の(六)の規定を準用する。</p> <p>(三) 報酬告示第8の注6の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(短期入所に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(7)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑤ 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第8の1の注3の特別地域加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。</p> <p>⑥ 早朝、夜間、深夜の重度障害者等包括支援の取扱いについて</p> <p>報酬告示第8の1の注4の早朝、夜間、深夜に重度障害者等包括支援(短期入所及び共同生活援助を除く。)を行った場合の取扱いについては、2の(2)の⑦の規定を準用する。</p> <p><u>⑦ 有資格者支援加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第8の2の有資格者支援加算については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に従事する資格要件を満たした</u></p>	<p>の(一)の規定を準用する。</p> <p>④ 地域生活支援拠点等である場合の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第8の注3の1の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑰の(五)の規定を準用する。</p> <p>(二) 報酬告示第8の注3の2の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(自立生活援助に限る。)を行った場合の取扱いについては、3の(7)の⑦の(六)の規定を準用する。</p> <p>(三) 報酬告示第8の注6の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(短期入所に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(7)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑤ 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第8の1の注3の特別地域加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑥ 早朝、夜間、深夜の重度障害者等包括支援の取扱いについて</p> <p>報酬告示第8の1の注4の早朝、夜間、深夜に重度障害者等包括支援(短期入所及び共同生活援助を除く。)を行った場合の取扱いについては、2の(2)の⑦の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>従業者が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に算定する。ただし、重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を提供した場合に限る。</u></p> <p><u>なお、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求め</u> <u>るものではないことに留意すること。</u></p> <p>⑧ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の3</u>の初回加算については、2の(1)の⑰の(一)の規定を準用する。</p> <p>⑨ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の4</u>の医療連携体制加算については、2の(7)の⑱の規定(五を除く。)を準用する。</p> <p>⑩ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の5</u>の送迎加算については、2の(7)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑪ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の6</u>の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑳の規定を準用する。</p> <p>⑫ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の7</u>の精神障害者地域移行特別加算については、3の(2)の㉑の規定を準用する。</p> <p>⑬ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の8</u>の強度行動障害者地域移行特別加算については、3の(2)の㉒の規定を準用する。</p> <p>⑭ <u>外部連携支援加算の取扱いについて</u></p>	<p>⑦ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の2</u>の初回加算については、2の(1)の⑱の(一)の規定を準用する。</p> <p>⑧ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の3</u>の医療連携体制加算については、2の(7)の⑱の規定(五を除く。)を準用する。</p> <p>⑨ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の4</u>の送迎加算については、2の(7)の㉑の規定を準用する。</p> <p>⑩ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の5</u>の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑪ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の6</u>の精神障害者地域移行特別加算については、3の(2)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑫ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の<u>2の7</u>の強度行動障害者地域移行特別加算については、3の(2)の⑲の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>報酬告示第8の2の9の外部連携支援加算については、重度障害者等包括支援事業所が第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合において、重度障害者等包括支援事業所が当該委託を受けた事業者の担当者を招集して、関係者が連携した支援を行うための会議等を開催し、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受けた場合に加算するのである。なお、会議等の出席者、開催日時、その内容の要旨、連携した支援や重度障害者等包括支援計画に反映させるべき内容を記録しておくこと。</u></p> <p>⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第8の3、4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>① 施設入所支援の対象者について</p> <p>施設入所支援については、次の(一)から(丙)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 50歳未満の利用者である場合 区分4以上</p> <p>(二) 50歳以上の利用者である場合 区分3以上</p> <p>(三) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型(指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、就労継続支援B型と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が</p>	<p>⑬ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第8の3、4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>① 施設入所支援の対象者について</p> <p>施設入所支援については、次の(一)から(丙)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 50歳未満の利用者である場合 区分4以上</p> <p>(二) 50歳以上の利用者である場合 区分3以上</p> <p>(三) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型(指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、就労継続支援B型と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が</p>